（深海底鉱業暫定措置法施行規則等の一部改正）

第十条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条」に改め、「（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該各号に規定する手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削る。

一　深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）

二　特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）

（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に、「同項に規定する」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する」に、「情報通信技術利用法第二条第六号」を「情報通信技術活用法第三条第八号」に改める。

第二十一条中「情報通信技術利用法第二条第三号」を「情報通信技術活用法第三条第五号」に改める。

第二十二条中「情報通信技術利用法第二条第四項」を「情報通信技術活用法第三条第六項」に、「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

（経済産業省企業活動基本調査規則等の一部改正）

第十二条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に、「同項に規定する」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する」に、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項」を「同規則第四条第三項」に改める。

一　経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）

二　石油製品需給動態統計調査規則（平成二十年経済産業省令第七号）

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条」に改める。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第十四条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に、「同項に規定する電子情報処理組織」を「電子情報処理組織（経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号。以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）第三条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」に、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項」を「情報通信技術活用法施行規則第四条第三項」に改める。

第百三十八条第二項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、「同項に規定する」を削り、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項」を「情報通信技術活用法施行規則第四条第三項」に改める。

（電気事業法関係手数料規則の一部改正）

第十五条　電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項」に、「同項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条」に改める。

（中小企業等経営強化法第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部改正）

第十六条　中小企業等経営強化法第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「情報通信技術利用法」という。）」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）」に改める。

第十条中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○経済産業省・環境省令第六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣臨時代理
国務大臣　江藤　拓

特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部改正）

第一条　特定家庭用機器再商品化法施行規則（平成十二年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。